

小学生がものづくり体験

12月26日(土)、石川サンケン(株)本社・堀松工場で「小学生ものづくり教室」が開かれました。町内8つの小学校から25人の児童が参加しました。

子どもたちは、はんだごてを使い、部品を組み立てたり、コイルを巻きつけたりしながらラジオを制作しました。完成したラジオから音声が流れると、子どもたちは、とてもうれしそうにしていました。そのあと、工場見学も行われ、高い技術で行われるものづくりを熱心に見学しました。



人権擁護委員委嘱状交付式



1月5日(火)に人権擁護委員委嘱状交付式が行われました。再任の金谷由紀枝さん(高浜町)と新任の前田正子さん(中浜)に小泉町長から委嘱状が

伝達され、退任の藤井道代さん(酒見)には感謝状が伝達されました。

小泉町長は「町民の良きアドバイザーとして活躍してください」と激励しました。

任期は1月1日から3年です。

人権擁護委員さんのお仕事は？

人権擁護委員は人権問題の相談や公平中立な立場で、町民の方々に、親身になって悩み事や相談に応じ、適切なアドバイスをしていただくとともに、子ども、老人、障害者など、弱者の人権や街頭啓発などさまざまな活動に積極的に参加しています。

また、広報しか情報パーク内の「相談」コーナーで毎月総合相談(無料、秘密厳守)を掲載していますので、お気軽にご相談ください。

就職支援講座が始まる

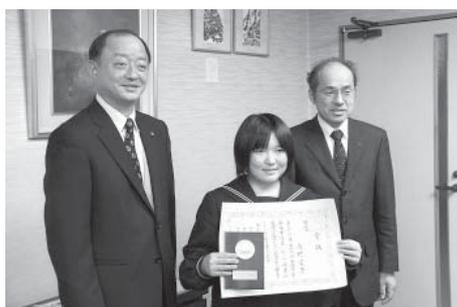
1月6日(水)に就職希望者支援講座の開講式が富来行政センターで行われました。

この講座には、13人が受講し経理や情報処理などの就職に役立つ知識や技能を習得します。

期間は3月30日までの3カ月で、コンピュータサービス技能評価試験などの資格・検定取得を目指します。



明治神宮書道展で富来中の高野さんが特選



富来中学校2年の高野愛李さんが第56回全国少年新春書道展で特選を受賞しました。明治神宮書道会が主催し、約2万2千点の応募があり、中学生の部7,335点から北陸3県でただ一人特選に選ばれました。行書で「永遠の平和」と書かれた字は「明治神宮」に展示されました。

1月21日(木)、穴田教育長のもとへ報告に訪れました。来年に向け高野さんは「全国の人の個性的な作品を見られたので、自分らしい字を書けるように頑張りたいです」と話しました。



町民の意見を行政に反映

1月6日(水)から町長談話室が始まりました。初回は5人が役場を訪れ、提案や要望を小泉町長に直接話しました。

最初に訪れたのは、志賀町青年団協議会会長の福田晃悦さん(印内)で町主催の成人式について新成人の中から実行委員を募り、近隣自治体のように費用を抑えて開催し、青年団としても協力していきたいと提案しました。

小泉町長は「来年の成人式は当事者に企画段階から参加してもらいたい」と話しました。

町長談話室は毎月第1、第3水曜日に役場本庁、第2、第4水曜日に富来支所で開設しています。時間はともに午後1時30分から午後3時30分までです。

新春の空へ一斉放水

1月9日(土)に志賀町消防団、全16分団324人が志賀町文化ホール前に結集し、消防出初式が行われました。

式では川田一久団長が「昨年は全国各地で自然災害が多かった。このような災害には日頃の備えと一致団結することが大切」とあいさつしました。

観閲式と功労団員の表彰式が行われた後、神代川沿いで一斉放水が行われました。

表彰されたのは次の皆さんです。

◇**知事表彰** 角花 学、悟道博之、福田 均、吉村 満、川 真悟、横田義浩、上村 剛、松下政由、山口剛征、石田 武、貞 正則、樋口寛士、山本一弘、寺田 司、木村英敏、大家章裕、星場 慶、原 和成

◇**町長表彰** 岡 清之、田村勝芳、池田政義、山下

健、中 学、向島忠義、中野英一、端谷孝紀
◇**町消防団長表彰** 岩田亮一、細川健治、岩田義親、桜井和人、越後崇生、荒木 勝、成瀬篤史、菓子田敏幸、成瀬孝之、大島洋一、岡 真輝、呉比誠太郎



1月24日(日)、重要文化財防火デー火災防ぎょ訓練が、西海風無にある「萬福寺」と赤住にある「赤住八幡神社」で行われました。

この訓練は落雷により出火し、強風で延焼範囲が拡大しているとの想定のもと、重要な財産を火災から守り、住民の文化財保護と防火の意識を高めてもらうことを目的に実施されました。

訓練には、地元の西海分団と志加浦分団、赤住自警団が志賀消防署とともに参加し、直上放水を行いました。

文化財火災防ぎょ訓練



先月号のお詫びと訂正

1月広報まちかどルポの中学生人権作文において、盛本浩吉さんのお名前に誤りがありました。ここに訂正しお詫びいたします。 盛本浩さん→盛本浩吉さん

・弁護士（元高等検察庁検事）
愛知学院大学法科大学院特任教授
國田 武二郎（堀松出身）

東京地検、名古屋地検、横浜地検、岡山地検、福井地検等で捜査・公判検事として財政・経済事犯、公安・労働事犯、選挙事犯、暴力事犯、風紀・麻薬事犯、外国人犯罪、少年犯罪、交通事犯など数多くの事件を担当。仙台高等検察庁検事として若手検事の指導育成にもあたる。平成15年6月、愛知県弁護士会に弁護士登録。あすなろ法律事務所という名称で法律事務所を開設し、弁護士として活動。また、愛知学院大学法科大学院特任教授として法科大学院で教鞭を取っている。平成20年から愛知・三重両県の産業保険推進センター産業保健相談員、年金記録確認愛知地方第三者委員に就任、その他、愛知県警察学校で講師。

法 相 談 律

境界の杭が勝手に抜かれて違う場所に柵を作られた

Q：私の家は農家でかなり広い農地を所有しています。先日久しぶりに、家から少し離れた田畑に行ったら、隣の農地との境界を示す木の杭がすべて引き抜かれていて、代わりに私の農地側に2mほど入り込んで木の柵が立てられていました。隣の農地の所有者はAですが、私の亡き父親とAの父親との間の話し合いで、境界は合意されており、その合意にしたがって木の杭を打ち込んでいたのです。私は早速Aに対して抗議を申し入れましたが、一向に相手にしてくれません。Aのこのような行為は許されるのでしょうか。

A：Aについて、2つの刑事責任が発生する可能性があります。まず、Aが「境界標」である木の杭を引き抜いて、土地の以前の境界を認識することができなくなるようにしている点です。刑法262条の2では、「境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、またはその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、5年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」と「境界毀損罪」を規定しています。木の杭をすべて引き抜くことにより、あなたの土地とAの土地の境界が不明確になっていますし、父親の代からのかなりの期間にわたって境界と認識されてきた以上、Aの行為はこの罪に触れるといえます。

また、他人の土地を一部でも奪っているため、Aの行為は刑法235条の2の不動産侵害罪にも該当するといえます。もっとも、この罪は「他人の不動産」の侵害を処分するので、客観的にみて、問題の部分がAの土地であれば、成立することはありません。

設計時に境界確定をしなかったらクレームがついた

Q：私(X)は設計の業を行っていますが、ある建売住宅販売業者Yの依頼を受けて建物の設計をしました。私の設計に基づき、建物が実際に建築されたところ、この建物が建築されている土地に隣接する土地の所有者Aらが「この建物は、境界をこえて我々の土地を侵害する」と主張してきたようです。これをうけたYは、「Xにおいて、境界を確定する義務があり、これに反するXの設計は不適切である。よって、設計料を払わない」と主張してきました。私(X)に境界確定義務はあるのでしょうか。

また、Yの主張は認められるのでしょうか。

A：境界の調査確定義務（以下では単に「義務」とします）の有無は、設計委託契約の法的性質や契約の解釈によって一応決まるといえるでしょう。もっとも、これらは難しい問題であり、一義的な答えは存在しません。とはいえ、ある程度の典型的判断によって、義務の有無が導けると考えられます。

①境界を明示する境界標も存在せず、明らかに境界の確定が必要である場合

この場合、境界の確定なしに設計をすることはできないので、契約内容として義務を課してもよいでしょう。しかし、境界の確定は土地所有者に認められた権能なので、設計者には境界を確定する権能がありません。ですから、委託契約に義務を果たさない以上、設計料を支払わないという特約条項でもない限り、義務の不履行を理由に、設計料の支払いを拒否されたり、損害賠償を請求されることは、原則としてないと考えるべきです。

②境界が境界標等で一応認識しうるといった場合

境界の管理は原則として所有者にあると理解されます。この場合には、設計契約に義務を課す特約がない限り、義務はないといえます。この場合も設計者に境界を確定する権能はないことには変わりありません。